

青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における令和元年度介護報酬改定について

1 改定理由

令和元年10月1日施行で介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」の改正と消費税率の引き上げに伴い、事業の基準を定める地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号）が改正されたことに合わせ、青梅市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる単位数を一部改正した。

2 改正の内容

- (1) 市の独自基準による訪問型サービス事業、通所型サービス事業および第1号介護予防支援事業に要する費用を算定するための単位数および金額（別表第1・第2関係）

※別紙参照

3 実施期日等

- (1) 令和元年10月1日  
(2) 経過措置

改正後の単位数および金額の適用について、必要な経過措置を設ける。

## 訪問型サービス事業、通所型サービス事業および第1号介護予防支援事業に要する単位数および金額

サービス種別（事業・費用区分）			改正後	改正前	
訪問型サービス	現行相当サービス	週1回程度	1月につき <u>1,172</u> 単位	1月につき <u>1,168</u> 単位	
		週2回程度	1月につき <u>2,342</u> 単位	1月につき <u>2,335</u> 単位	
		週2回を超える場合	1月につき <u>3,715</u> 単位	1月につき <u>3,704</u> 単位	
	家事支援に特化したサービス	週1回程度	1月につき <u>985</u> 単位	1月につき <u>990</u> 単位	
		週2回程度	1月につき <u>1,970</u> 単位	1月につき <u>1,980</u> 単位	
		週2回を超える場合	1月につき <u>2,955</u> 単位	1月につき <u>2,970</u> 単位	
	おうめ生活サポーターサービス	週1回程度			
		週2回程度	1回につき <u>133</u> 単位	1回につき <u>131</u> 単位	
		週2回を超える場合			
通所型サービス	現行相当サービス	要支援1・基本チェックリスト該当者 (週1回程度)	1月につき <u>1,655</u> 単位	1月につき <u>1,647</u> 単位	
		要支援2 (週2回程度)	1月につき <u>3,393</u> 単位	1月につき <u>3,377</u> 単位	
	軽度者向けの通所サービス	週1回程度 (送迎あり)	1月につき <u>1,489</u> 単位	1月につき <u>1,482</u> 単位	
		週1回程度 (送迎なし)	1月につき <u>1,113</u> 単位	1月につき <u>1,106</u> 単位	
	短期集中型サービス	筋力向上トレーニングサービス	通所型サービス		
週1回程度 (送迎あり)			1月につき <u>17,504</u> 円	1月につき <u>17,429</u> 円	
週1回程度 (送迎なし)			1月につき <u>13,489</u> 円	1月につき <u>13,414</u> 円	
週2回程度 (送迎あり)			1月につき <u>35,009</u> 円	1月につき <u>34,859</u> 円	
柔道整復師会接骨院・整骨院によるサービス		通所型サービス	週1回程度	1回につき <u>2,701</u> 円	1回につき <u>2,684</u> 円
		訪問型サービス	週1回程度	1回につき <u>3,162</u> 円	1回につき <u>3,140</u> 円
		介護予防ケアマネジメント費		1月につき <u>431</u> 単位	1月につき <u>430</u> 単位